

## その他の事業運営上の留意事項

### サービス利用者に関すること

#### 高齢者の健康

新型コロナウイルス	1
ノロウイルス	6
インフルエンザ	8
腸管出血性大腸菌（O157等）	10
結核	12
HIV／エイズ	14
レジオネラ症	15
熱中症	17
高齢者虐待	21
地域支援スーパーバイズ事業	25
ヤングケアラー	26

### 事業所の労働環境に関すること

専門家による無料相談（雇用管理等）	28
大阪府 労働相談センター	30
ハラスメント対策	34

### 事業所の運営に関すること

介護相談員派遣等事業	36
大阪府福祉サービス第三者評価	38
大阪府 認知症介護基礎研修	40
大阪府 福祉用具専門員相談員指定講習	42
大阪府 介護生産性向上支援センター	48
介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	50

大阪

◆社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブックのホームページ  
以下のワードまたは右記のQRコードから検索してください。

大阪府 早わかりブック



ID : 5878

## 社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック

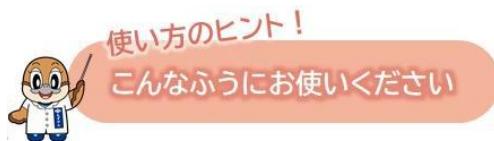
早わかりブックは、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に指定されていた令和5年5月7日以前に大阪府が制作したものです。

早わかりブックの中で「新型コロナウイルス」と記載しているものは、基本的に新型インフルエンザ等感染症に指定されていた時点の新型コロナウイルス感染症を指していますので、ご注意ください。

本府では、重症化リスクの高い高齢者が入所・利用する施設等をはじめとした社会福祉施設等のクラスター発生を予防し、社会基盤である福祉サービスを停滞させることのないよう、感染管理認定看護師（ICN）等の専門家を社会福祉施設等に派遣する社会福祉施設等感染症予防重点強化事業を実施しております。

この度、本事業の一環として、社会福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは疑いのある方が発生した時の対応をまとめた「社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック」を作成しました。事前に内容を確認し、もしもの時に全員が動けるよう、シミュレーションする際に、ご活用ください。

- 全ページダウンロードはこちらから [社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック](#)



早わかりブックは、新型コロナウイルス感染症の陽性者や感染疑い事例が発生したときに、必要な情報をまとめたものです。

- 施設内研修や訓練・シミュレーションで、内容を事前に確認しておきましょう。
  - 「発生時やることリスト対応表」を活用して、役割分担を確認しておきましょう。
  - 感染疑い事例発生時に備えて、実際にシミュレーション・訓練しておきましょう。
  - シミュレーション・訓練をしたあとは、必ず、振り返りをしましょう。実際に動いて、困難だったところなどの見直しをしましょう。
- 使い方のヒント [使い方のヒント（ワード：90KB）](#) [使い方のヒント（PDF：313KB）](#)

### 「社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック」（全ページダウンロードできます）

全ページのダウンロードはこちらから



全ページ

- [P1-16（PDF：5,931KB）](#)

各ページのダウンロードはこちらから



- 新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト
- 手指衛生（手洗いと手指消毒）
- [P1-2 \(PDF: 1,081KB\)](#)



- 個人防護具（PPE）の着脱
- [P3-4 \(PDF: 7,788KB\)](#)



- ゾーニング
- [P5-6 \(PDF: 1,457KB\)](#)



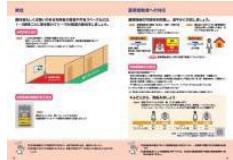
- グリーンゾーン・イエローゾーンに置いておくもの
- 新型コロナウイルス感染症に有効な消毒薬
- [P7-8 \(PDF: 993KB\)](#)



- 消毒・清掃
- 洗濯、食器
- [P9-10 \(PDF: 644KB\)](#)



- トイレ
- 入浴、ゴミの処理
- [P11-12 \(PDF: 1,061KB\)](#)



- 換気
- 濃厚接触者への対応
- [P13-14 \(PDF: 628KB\)](#)



## 動画

早わかりブックの内容をわかりやすく説明した動画です。

### 説明動画の一覧

項目	視聴時間
<a href="#">まとめて見る（再生リスト）（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）</a>	19分24秒
<a href="#">1 ゾーニング（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）</a>	5分10秒
<a href="#">2 手指衛生（手洗いと手指消毒）（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）</a>	3分6秒
<a href="#">3 個人防護具（PPE）の着脱 解説編（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）</a>	5分5秒
<a href="#">3 個人防護具（PPE）の着脱 個人防護具の脱ぎ方～実演編～（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）</a>	2分9秒
<a href="#">4 消毒・清掃（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）</a>	3分54秒

## 資料集（様式例）

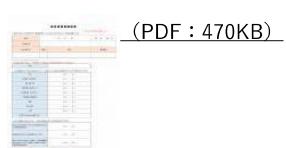
発生時やることリスト対応表  
[\(PDF: 392KB\)](#)



職員用健康チェック表

面会者健康確認表

個人防護具（PPE）の着脱（ポスター形式）  
[\(PDF: 470KB\)](#)



- [発生時にやること対応表（エクセル：13KB）](#)

(PDF : 187KB)

- [発生時にやること対応表（PDF：392KB）](#)

- [面会者健康確認票（エクセル：15KB）](#)

- [面会者健康確認票（PDF：470KB）](#)



(PDF : 7,788KB)

- [健康チェック表（エクセル：13KB）](#)
- [健康チェック表（PDF：187KB）](#)

- [個人防護具（PPE）の着脱（PDF : 7,788KB）](#)

## セルフチェックリスト

施設内研修等で活用いただけるようセルフチェックリストを作成しましたので、ぜひ、ご活用ください。



- [セルフチェックリスト 回答用紙（ワード：40KB）](#) [セルフチェックリスト 回答用紙（PDF : 658KB）](#)
- [セルフチェックリスト 回答と解説（ワード：126KB）](#) [セルフチェックリスト 回答と解説（PDF : 1,100KB）](#)
- [回答入力フォーム（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）](#)

## リンク集

- [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策（別ウィンドウで開きます）](#)

大阪府で実施した研修の資料やFAQなどお役立ち情報を掲載しています。

## 新型コロナウイルスに有効な消毒薬関係（P.8）

- [厚生労働省／新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）](#)  
新型コロナウイルスの消毒方法等の情報がまとめられています。
- [厚生労働省／新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう（外部サイトへリンク）](#)  
有効な消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法などを紹介しています。

このページの作成所属

福祉部地域福祉推進室地域福祉課施策推進グループ

## 大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16  
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

# 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

## 事務連絡等更新状況

- [PDF \(令和7年3月25日\) 令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて \[PDF形式: 86KB\]](#)
- [PDF \(令和6年3月19日\) 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて \[PDF形式: 103KB\]](#)
- [PDF \(令和6年3月19日\) 別紙 \[PDF形式: 35KB\]](#)
- [PDF \(令和5年9月25日\) 介護現場における感染対策の手引き（第3版） \[PDF形式: 8.7MB\]](#)
- [PDF \(令和5年1月31日\) 介護現場における感染対策の手引き（第2版） \[PDF形式: 11.8MB\]](#)
- [PDF \(令和5年2月2日\) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を一部改訂しました \[PDF形式: 3.4MB\]](#)
- [PDF \(令和3年8月18日\) 「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」を一部改訂しました \[PDF形式: 13.1MB\]](#)
- [\(令和3年3月24日\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- [\(令和3年3月22日\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について](#)
- [\(令和3年3月5日\) 退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）](#)

## 介護事業所等向けの情報



### 感染拡大防止に関する事項

- [施設内での具体的な行動基準について](#)  
[介護老人保健施設等でやむを得ず一時的にに入所継続を行う場合の留意事項について](#)  
[感染発生時に備えた応援体制構築や施設における事前準備について](#)  
[施設内感染対策のための自主点検のポイント等について](#)  
[施設における自主点検の実施状況について](#)  
[病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について](#)  
[介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページはこちら](#)  
[介護保険サービス向けの感染対策研修はこちら](#)  
[自治体における取組紹介はこちら](#)



### 人員、運営基準等の臨時的な取扱いや衛生用品の確保に関する事項

- [人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ](#)  
[通所系サービスの報酬の取扱いについて](#)  
[その他、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡はこちら](#)  
[介護施設への布製マスクの配布希望の申出等について](#)  
[衛生・防護用品の都道府県等における備蓄や体制整備について](#)  
[その他、衛生用品の確保に関する事務連絡はこちら](#)



### 介護施設等の職員のためのサポートガイドなど

- [PDF 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド \[PDF形式: 2.6MB\]](#)
- [PDF リーフレット \[PDF形式: 927KB\]](#)
- [【基礎編】（前編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)
- [【事例編】（後編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

[その他、感染拡大防止に関する事務連絡はこちら](#)

## 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン

BCPに関するひな形・研修動画等は[こちら](#)

- [PDF 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン【PDF形式：3.4MB】](#)
- [PDF 自然災害発生時の業務継続ガイドライン【PDF形式：8.7MB】](#)
- [ツール集・ひな形](#)
- [研修動画](#)



### 通いの場等に関する事項

- [「地域がいきいき 集まろう！通いの場」特設Webサイト](#)
- [「介護発！！地域づくり動画」](#)
- [通いの場などの取組を実施するための留意事項](#)
- [外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ運営者向け）](#)
- [外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ参加者（本人・家族）向け）](#)



### 介護現場における感染対策の手引きなど

- [PDF 介護現場における感染対策の手引き（第3版）【PDF形式：8.7MB】](#)
- [PDF 【第3版】感染対策普及リーフレット【PDF形式：1.4MB】](#)
- [PDF 【施設系】感染症マニュアル概要版【PDF形式：10.8MB】](#)
- [PDF 【通所系】感染症マニュアル概要版【PDF形式：10.9MB】](#)
- [PDF 【訪問系】感染症マニュアル概要版【PDF形式：10.8MB】](#)

## その他に関する事項

介護施設等に対する融資について示したものは[こちら](#)  
介護予防・見守り等の取組例について示したものは[こちら](#)  
その他の事項に関する事務連絡は[こちら](#)

# ノロウイルスの感染を広げないために！！

## ～処理の手順を守ろう！～

### ノロウイルスを広げないための3つのポイント！

#### ① 汚物はすぐに拭き取る・乾燥させない！

ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、口に入って感染する所以あるので、嘔吐物や糞便は速やかに処理することが感染防止に重要です。



#### ② きれいに拭き取ってから消毒する！

ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効です。

★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので消毒前にまずは汚物をきれいに取り除くことが重要です。



#### ③ しっかり手洗いをする！

ノロウイルスを広げないためには、しっかり手洗いをして、手からノロウイルスを落とすことが大切です。

<タイミング>

嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事前、トイレの後、オムツ交換の後 等

### 適切な処理の手順

#### 吐いたとき

- ① ビニール手袋・マスク・ガウン・靴カバー等を着用する。
- ② ペーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。
- ③ 床等に、汚物が残らないように、しっかり拭き取る。
- ④ 拭き取りに使用したペーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。  
\* 可能であれば、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。
- ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。  
\* ペーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。
- ⑥ 10分後に水拭きする。



#### 衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき

- ① ペーパータオル・布等で覆うなど、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないようにしながら汚物を取り除く。
- ② 汚物を取り除いたあと、洗剤を入れた水中で、静かにもみ洗いをする。
- ③ 50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10分程度つけこむ。(素材に注意)  
★家庭用塩素系漂白剤につけこむ代わりに、85℃・1分以上の熱湯洗濯を行うことでもウイルスの消毒効果があります。
- ④ 他の衣類とは分けて洗う。



- \* もみ洗いした場所は、250倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で消毒し、洗剤を使って掃除をする。

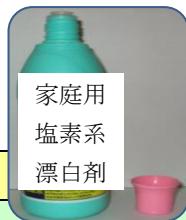


## 家庭用塩素系漂白剤 希釀方法早見表

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。

塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。

(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)



使用目的	濃 度	希釀液の作り方
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚物を取り除いた後の床等 (浸すように拭き、10分後に水拭きする)</li> <li>汚物を取り除いた後の衣類 (10分程度つけこむ)</li> <li>汚物の拭き取りに使用したペーパータオル・布等の廃棄 (ゴミ袋の中で廃棄物を浸すように入れ、密閉し廃棄する。)</li> </ul>	約 50 倍 <small>※濃度 約 1000ppm</small>	<p>①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 50cc キャップ約2杯</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>もみ洗いをした後の洗い場所の消毒 (消毒後、洗剤で掃除すること)</li> <li>トイレの取っ手・トイレドアのノブ・トイレの床などの拭き取り (拭き取り部位が金属の場合は、10分後に水拭き)</li> </ul>	約 250 倍 <small>※濃度 約 200ppm</small>	<p>①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 10cc キャップ1/2杯弱</p>

➤ 作り置きは効果が低下します。なるべく**使用直前に作りましょう。**  
 ➤ 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、**消毒液であることをはっきり明記して日光の当たらない場所で保管しましょう。**  
 ➤ 家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は未開封でも徐々に劣化していきますので、なるべく新しいものを使用しましょう。

### ノロウイルスによる感染性胃腸炎について



- ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季に多いとされていますが、最近では、初夏にかけても集団事例として多くの発症が報告されています。
- 10~100個の少ないウイルス量でも発病するため、人から人への感染が起こります。
- 症状が消えてからも、10日から1ヶ月は糞便中にウイルスが排出されています。

### 感染経路

- 患者の糞便や嘔吐物からの二次感染
- 感染した人が調理などをして汚染された食品
- ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝など

### 潜伏期間

- 通常1~2日

### 症状

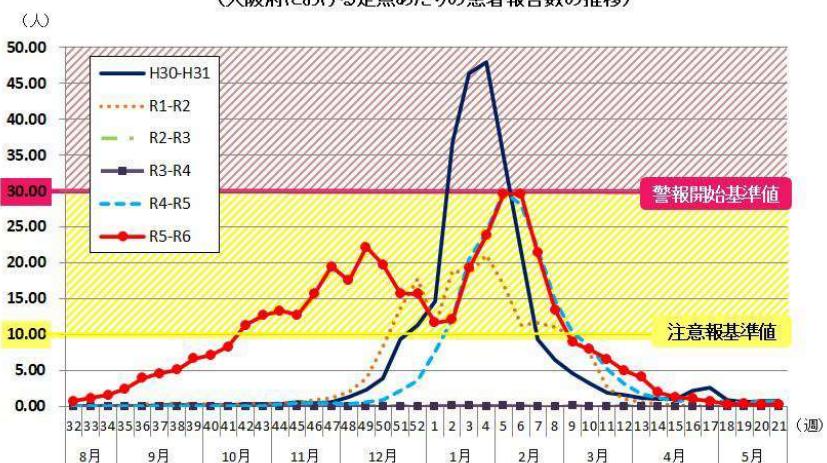
- 下痢・嘔吐・吐き気・腹痛などで、通常1~3日症状が続いた後、回復。

# 冬期に流行するインフルエンザ

インフルエンザは、主に12月から3月にかけて流行します。

インフルエンザにかかっている人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込むことによる「飛沫感染」や、しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻に触れることによる「接触感染」によって感染します。その感染力は非常に強く、大阪府では令和元年に約77万人の方がインフルエンザにかかっています。感染すると38度以上の急な高熱を発症し、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出ます。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は重症化しやすいと言われています。

## インフルエンザの流行状況 (大阪府における定点あたりの患者報告数の推移)



大阪府インフルエンザ対策  
マスコットキャラクター  
**マウテくん**



※「定点あたりの患者報告数」とは、1つの定点医療機関で、  
1週間に間にインフルエンザ患者と診断され報告があった数のこと。  
定点医療機関とは、人口及び医療機関の分布等を勘案して無作為に選定した医療機関のこと。  
※最新の流行状況については、大阪府感染症情報センターのホームページでご確認ください。

**日頃からの予防対策をしておくことが重要です。**

## インフルエンザに感染しないために

- こまめに手洗いを行う
- 日頃から体の抵抗力を高めておく
- 咳、くしゃみがあるときは、「咳エチケット」を心がける
- 流行時には、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える



## 予防接種も有効な対策

- インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低くさせる効果※があります。  
特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化を防ぐのに有効です。  
※効果には個人差があり、副反応がでることもありますので、予防接種の際には医師にご相談ください。
- 高齢者（原則65歳以上）は、定期の予防接種の対象者として予防接種を受ける  
ことができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

# インフルエンザにかかったときは

- 咳、くしゃみなどの症状があるときは、周りの方へうつさないために、マスクを着用し、早めにかかりつけ医や最寄りの内科・小児科を受診する。
- 家で安静にして、休養をとる。特に睡眠を十分に取る。
- 水分（お茶、ジュース、スープなど）を十分に補給する。
- 部屋の湿度を50%から60%程度に保つ。
- 外出を控え、無理をして職場などに行かないようにする。

（参考）出席停止期間の基準：発症した後5日の経過、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）の経過

（学校保健安全法施行規則第19条）



## 事業者の皆様へ

- 職場でまん延しないよう、日頃から室内のこまめな換気や温度管理（50%から60%）の徹底、消毒用アルコールを常備するなどインフルエンザ対策をお願いします。
- 従業員がインフルエンザにかかってしまった場合、無理をして出勤する必要のないように、配慮をお願いします。

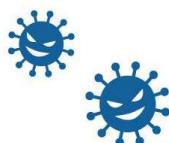
## 新型インフルエンザについて

「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。

誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

### 【日頃の備え】

- マスクや消毒用アルコールなどのほか、約2週間分の食料品や日用品を準備しましょう。  
(新型インフルエンザが海外で発生して流行すると、外国からの輸入が難しくなります。  
さらに、国内で流行すると、外出が制限される可能性があります。)
- 自治体のホームページなどから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようにしましょう。



### 【発生したときのお願い】

- 決められた医療機関での受診をお願いします。（府では、発生して間もない頃には、感染が広がらないように診療を行う医療機関を限定します。）
- 不要な外出を控える、食料品や日用品の買い占めをしないようにお願いする場合があります。



## 参考

インフルエンザを予防しよう（大阪府ホームページ） 大阪府新型インフルエンザ等対策（大阪府ホームページ）

大阪府 インフルエンザ予防

検索



大阪府 新型インフルエンザ 対策

検索



インフルエンザ予防のために～手洗い・マスクのススメ（政府広報オンライン）

インフルエンザ 手洗い 動画

検索

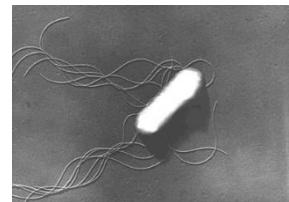


# 腸管出血性大腸菌（O157等） 感染症にご注意！

**感染経路**

腸管出血性大腸菌（O157 等）は、通常牛等の腸内に生息しています。そのため腸の内容物で汚染された食品を介して、口から体内に入ることによって感染します。

- ★ 食べ物 （牛肉やレバーなどは充分に加熱しましょう。）
- ★ 生肉を触れた箸 （焼く箸と食べる箸を使い分けましょう。）
- ★ 患者・保菌者の糞便で汚染されたものや水 など



O157 電子顕微鏡写真  
提供 大阪健康安全基盤研究所

腸管出血性大腸菌はわずか數十個程度の菌が体の中に入っただけでも発症するため、患者・保菌者の糞便などから二次感染することがあります。

**腸管出血性大腸菌（O157等）感染症の潜伏期間と症状**

★ 下痢・腹痛・発熱などの症状がある時は、早めに受診しましょう。

**潜伏期間** : 2~14日（平均3~5日）

**症 状** : 下痢（軽いものから水様便や血便）・腹痛・発熱など

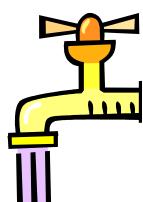
※ 乳幼児や高齢者では重症になる場合があります。

※ 発症後1~2週間は、溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こすことがありますので注意が必要です。

※ HUS : ベロ毒素により腎臓の細胞が傷害されて発症する、溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全の3つを特徴とする状態。  
主な症状：尿が出にくい・出血を起こしやすい・頭痛など  
重症になると、けいれん・昏睡を起こし、生命の危険がある。

**二次感染防止のために**

- ★ 普段から調理前や食事前、トイレの後は石けんをよく泡立てて手指から手首までを充分洗いましょう。
- ★ タオルの共用使用はやめましょう。
- ★ 糞便を処理する時は、**使い捨てビニール手袋**を使いましょう。  
処理がすんだあとは、手袋をはずし石鹼で手洗いしましょう。  
(また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染に充分気をつけてください。)
- ★ 下痢などで体調の悪いときには、プールの利用はやめましょう。  
簡易ビニールプール等を利用する場合は、頻繁に水を交換しましょう。

**《注意事項》**

（消毒薬等については裏面参照）

- ※ **トイレについて** : 患者・保菌者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆性せっけんや消毒用アルコールで消毒してください。（消毒薬は薬局で手に入れます。）
- ※ **衣類などについて** : 患者・保菌者の糞便のついた衣類などは、熱湯や100倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に30分浸したあと、他の衣類とは別に洗濯し、日光で十分に乾燥させましょう。（素材に注意）
- ※ **入浴・お風呂について** : 患者・保菌者がお風呂を使用する場合、下痢があるときは、シャワーまたはかけ湯にしましょう。浴槽につかる時は最後にし、混浴は避けましょう。  
浴槽の水は毎日替え、浴室、浴槽はよく洗い流しましょう。
- ※ **業務について** : 患者・保菌者が飲食物に直接接触する業務に従事することは、法律で制限されています。

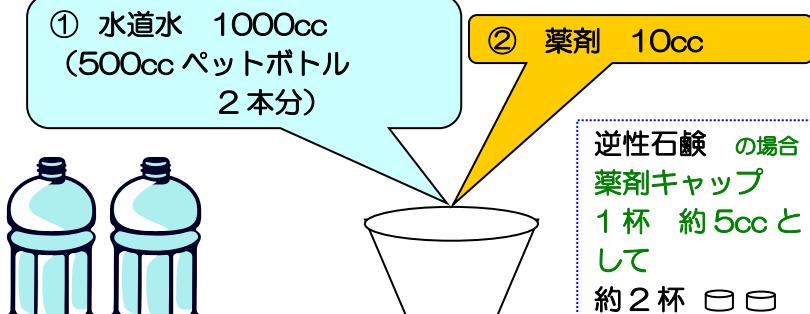
# 消毒方法について

(消毒薬については、薬局等でご相談ください。)

消毒するもの	使用薬剤など	めやす量
手指	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	石鹼で手洗い後、 <b>100倍液</b> (下記参照)に浸して洗浄する
	速乾性擦式手指消毒剤 消毒用エタノール(70%)	原液3ccを手のひらにとり、乾燥するまで(約1分間)手に擦りこんで使う
食器・器具・ふきん まな板・おもちゃ等	次亜塩素酸ナトリウム (台所用塩素系漂白剤など)	<b>100倍液</b> (下記参照)に30分間浸し、水洗いする
	熱湯消毒	80°C、5分間以上(ただし、ふきんは100°Cで5分間以上煮沸)
トイレの取っ手 ドアのノブ	消毒用エタノール(70%)	濃度はそのまま使い薬液を含ませた紙タオル等で拭くか噴霧する
	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	<b>50倍液</b> (下記参照)を含ませた紙タオル等で拭く
衣類の消毒	次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	<b>100倍液</b> (下記参照)に30分間つけた後、洗濯する
	熱湯消毒	熱水洗濯機(80°C 10分間)処理し、洗浄後乾燥させる
風呂場	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	<b>100倍液</b> (下記参照)を含ませた紙タオル等で拭く
	熱湯消毒	熱湯で洗い流す

## 消毒液のつくり方

※ おむつ交換時と便の処理を行なう時は、使い捨てビニール手袋を使用する。  
 ※ 次亜塩素酸ナトリウムは、金属腐食があるので、消毒後、水拭きする。

濃度	希釈液の作り方		
50倍液	 <p>①水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2本分)</p> <p>② 薬剤 20cc</p>	<p>逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ1杯 約5ccとして 約4杯</p> 	
100倍液	 <p>① 水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2本分)</p> <p>② 薬剤 10cc</p>	<p>逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ 1杯 約5ccと して 約2杯 □□</p>	<p>家庭用塩素系漂白 剤 の場合 薬剤キャップ 1杯 約25ccと して 約1/2杯弱</p> 

## 大阪府

(お問い合わせは最寄りの保健所へ)

## 高齢者の結核を 早期発見するには？

### サービス利用開始時の健康チェック

- ・2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）や胸部X線写真に異常陰影がある時には、かかりつけ医や施設の嘱託医に喀痰検査等の必要性を確認しましょう。
- ・健康管理のための情報として、結核等の既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

### 定期健康診断時の健康チェック

- ・結核の早期発見のためにも、定期健康診断を活用しましょう。
- ・「高齢者は結核のハイリスク者」であり、健診が義務ではない施設も、定期的な健康チェックが大切です。

### 日常的な健康観察

- ・高齢者結核では咳や痰がない割合も高く、継続する体調不良や免疫低下にからむ症状など、日常の健康観察がとても大切です。

- なんとなく元気や活気がない
- 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、尿路感染（免疫低下）
- 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ
- ・肺炎疑いでも、できれば抗生素を使用する前に、喀痰検査の実施を嘱託医に相談しましょう。また、抗生素の使用状況を記録に残しておきましょう。

## 高齢者介護に関わるあなたと あなたの大切な人の “健康を守る”ために

### 職員の定期健康診断

- ・少なくとも年に1回は胸部X線検査を受けましょう。精密検査の通知が来たら、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- ・健診結果は、今後の健康管理に大切な情報です。結果を保管しておきましょう。

### 咳工チケット

- ・咳が出る時は、サーナカルマスクを着用しましょう。

### まずは自分の身体をいたわりましょう

- ・身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は、早めの受診を心がけましょう。
- ・免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、HIV等）がある時は、確実に治療を継続しましょう。
- ・結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は保健所に相談しましょう。

### <結核について～大阪府ホームページ>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakanzensho/kekaku.html>

## 高齢者介護に関わる人の ための“結核”基礎知識

現在1年間に約1万1千人の結核患者が新たに診断されており、その約7割は60歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で…

○○さん、**結核疑い**  
だそうです!!



こんな時  
どうしたらいいでしょう？

# 結核とは

結核とは、結核菌によっておこる感染症です。

## 感染のしくみ（空気感染）

- ・主に肺結核患者の咳などのしぶきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

## 感染とは

- ・結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

## 発病とは

- ・菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- ・結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- ・発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

＜免疫の維持＞ バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙、免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

## 症状

- 咳、痰、微熱、胸痛、体重減少等

## 特徴

- ・「よくなったり、悪くなったり」しつつ病状が進行し、排菌するようになります。
- ・排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

## 治療と施設での服薬支援

- ・原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

# 利用者が結核(疑い)と診断されたら

## マスクの着用と個室対応

**結核（疑い）の方** 入院や検査結果を施設で待つ間は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは閉めましょう。

**職員や家族等** 個室へ入る時はN95マスクを着用し、乳児等の面会は禁止します。

## 車で搬送する時

- ・結核（疑い）の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- ・窓を開けて換気をしましょう。

## 部屋の清掃など

- ・部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- ・薬剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

＜N95マスク＞ 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



N95マスクの例

サージカルマスクの例

## ～結核の発病は誰のせいでもない～

- ・突然、結核（疑い）と言われ、動搖する方も多いため、周囲のサポートが不可欠です。

# 接触者健診について

## 目的

- ・患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

## 基本的な流れ

- ・保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。

医療機関

- ・結核の診断
- ・保健所への届出

保健所

- ・患者や施設医療機関から情報収集
- ・接触者健診の対象者と方法を決定
- ・接触者健診の実施

## 主な検査

- ・原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

## 実施時期など

- ・施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。
- ・必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行うこともあります。
- ・結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3か月ほどかかります。
- ・あわてて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

# 社会福祉施設等で働くみなさまへ

## HIV／エイズの正しい知識 ～知ることから始めよう～



標準予防策によりHIV感染は予防できます。



性行為以外の日常生活で感染することはありません。

継続して抗HIV薬を服用していれば、ウィルス量が減少し、性行為による感染も防げます。



今ではHIV感染症は慢性疾患の1つです。

抗HIV薬が使われるようになってから、エイズによる死亡率は劇的に低下し、HIV感染症は、慢性疾患の1つとして考えられるようになりました。

## 今、社会福祉施設等に期待されること

大阪府において、2023年に新たなHIV感染者・エイズ患者が80人報告され、2023年末の累積報告数は4,081人となりました。また、治療の進歩により、平均寿命がHIV陰性者と変わらなくなってきたおり、加齢による合併症などによって支援を必要とするHIV陽性者が増えてきています。そのため、HIV陽性者の受け入れ先として、社会福祉施設等への期待が高まっています。

支援が必要な人に対して、生活支援を行ったり、療養の場を提供したりすることは、社会福祉施設等の役割です。他の慢性疾患の人と同様に、HIV陽性者は慢性疾患を抱えて生活をしている人たちです。一人ひとりがHIV／エイズに対する理解を深め、支援が必要なHIV陽性者を迎えていきましょう。

### 《参考》

社会福祉施設で働くみなさんへ HIV／エイズの正しい知識～知ることから始めよう～

平成23年12月発行、平成31年2月改訂

<https://musashinokai.jp/package/wp-content/uploads/2022/11/HIV%E5%85%A8%E7%AB%A0%E7%89%88-2.pdf>

＜企画・発行＞

平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 エイズ対策研究事業

「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」研究代表者 白阪琢磨

分担研究「長期療養者の受入における福祉施設の課題と対策に関する研究」

研究分担者 山内哲也

＜協 力＞

社会福祉法人武蔵野会



# 入浴設備の適正な維持管理により レジオネラ症発生を予防しましょう

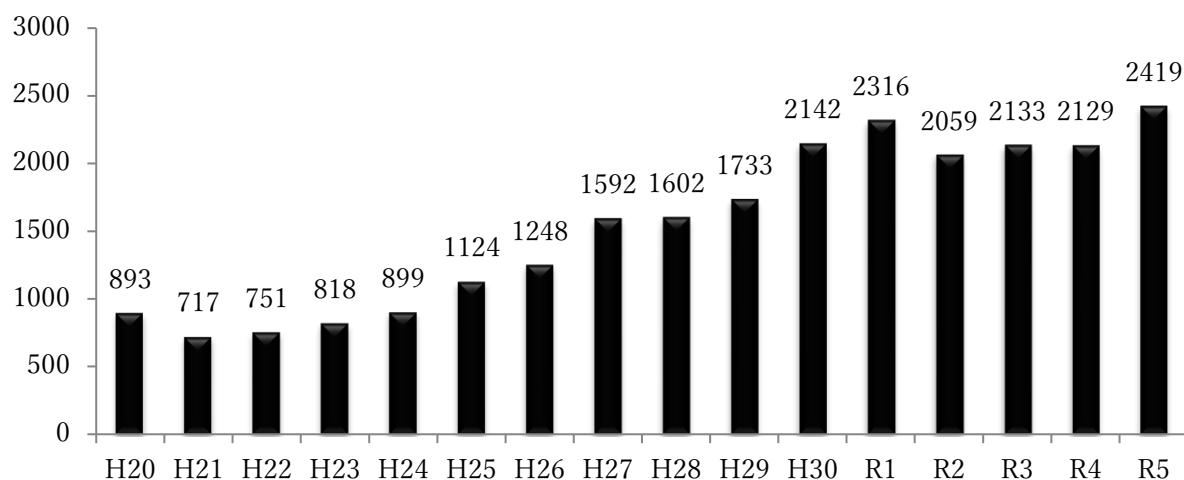
## 【レジオネラ症とは】

レジオネラ症はレジオネラ属菌による感染症の一つで、幼児やお年寄り、あるいは他の病気などにより身体の抵抗力が低下している人に発病のおそれが強いと言われています。

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）等を、気道から吸い込むことによって感染し、発病します。

主な症状は肺炎（レジオネラ肺炎）で、菌に感染してから2～10日（平均4～5日）後に、高熱、咳、タン、頭痛、胸痛、筋肉痛、悪寒などの症状が出て、まれに重症になることがあります。死亡例も報告されています。人から人への感染はありません。近年、レジオネラ症患者報告者数は、増加傾向にあります。

## レジオネラ症患者報告者数（全国）



レジオネラ属菌は、入浴設備の配管内部等で増殖することが知られています。入浴設備の適正な維持管理により菌の増殖を防止し、レジオネラ症の発生予防に努めてください。

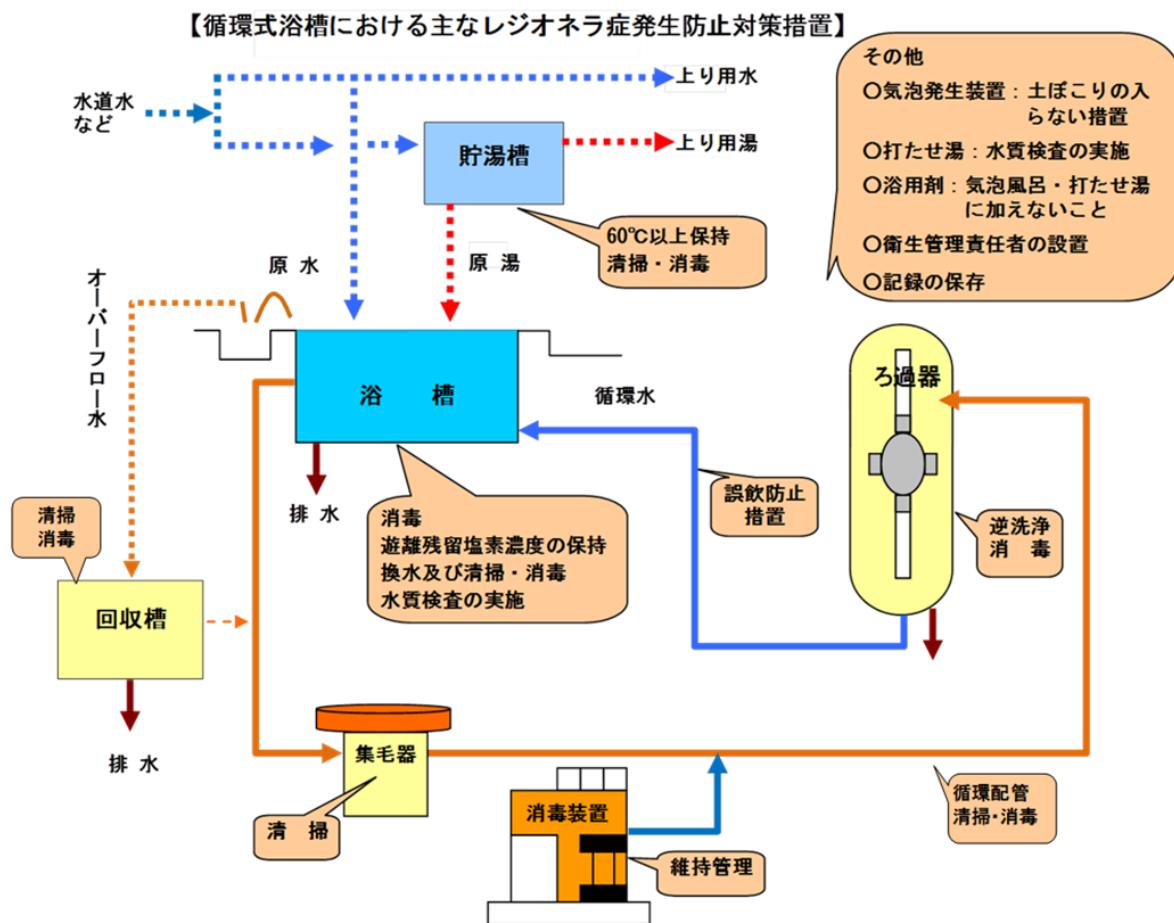
大阪府では、平成20年4月より、「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を定め、指導・助言を行っています。

施設の設置者・管理者の方は、引き続き入浴設備について次の点に注意して適正な管理をお願いします。

## 【入浴設備の維持管理ポイント】

- 浴槽水は、塩素系薬剤を用いて消毒し、遊離残留塩素濃度で常に0.4mg/L以上に保ちましょう。
- 連日使用している浴槽水は、1週間に1回以上入換え、浴槽を清掃・消毒しましょう。
- ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等により清掃しましょう。
- 貯湯槽内の湯の温度は60度以上に保ち、槽内を定期的に清掃・消毒しましょう。

## 循環式浴槽の実例参考図



### 【詳しくは】

「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を参考してください。マニュアルは、下記の大坂府環境衛生課のホームページから入手できます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/rejionera/index.html>

また、「大阪府 レジオネラ」で検索できます。

マニュアルの疑問点等は、最寄りの府保健所または環境衛生課生活衛生グループ(06-6944-9910)にお問い合わせください。

### 【水質検査の実施と報告】

浴槽水について、1年に1回以上、レジオネラ属菌などの水質検査を実施し、その結果を報告してください。

↓  
報告は2ヶ所に行ってください  
(FAXで結構です)

当該施設所在地を所管する介護事業者担当部局  
(大阪府福祉部介護事業者課又は市町村担当部局)

最寄りの大坂府保健所衛生課  
(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市を除く)

# 熱中症にご注意ください

## 1. 热中症とは？

### <热中症の症状>

- 初期症状として、めまいや立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のけいれんや痛み(こむらがえり)が現れます。また、症状が進むと、吐き気や嘔吐、力が入らないなどの症状が現れます。
- さらに重症になると、意識障害や全身のけいれん(ひきつけ)を起こしたり、体温が著しく上昇し、最悪の場合は死亡する可能性もあります。

### <热中症の原因>

- 体内の水分や塩分の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症します。
- 高温、多湿、風が弱い、輻射源(熱を発生するもの)があるなどの環境では、体から熱が逃げにくく、汗をかきにくくなるため、熱中症が発生しやすくなります。

### 热中症の症状と重症度分類

重症度	症状	治療
I 度	めまい、失神（立ちくらみ）、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）があるも意識障害を認めないもの	通常は現場で対応可能 →Passive Cooling、不十分であればActive Cooling、経口的に水分と電解質の補給
II 度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感 集中力や判断力の低下（JCS≤1）	医療機関での診察が必要 →Passive Cooling、不十分ならActive Cooling、十分な水分と電解質の補給（経口摂取が困難なときは点滴）
III 度	下記3つのうちいずれかを含む ・中枢神経症状 (意識障害JCS≥2、小脳症状、痙攣発作) ・肝・腎機能障害 (入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害) ・血液凝固異常 (急性DIC診断基準 [日本救急医学会] にてDICと診断)	入院治療の上、Active Coolingを含めた集学的治療を考慮
IV 度	深部体温40.0°C以上かつGCS≤8	Active Coolingを含めた早急な集学的治療

重症

※Passive Cooling…冷蔵庫に保管していた輸液製剤を投与することや、クーラーや日陰の涼しい部屋で休憩すること。

※Active Cooling …何らかの方法で、熱中症患者の身体を冷却すること。

「体温管理」「体内冷却」「体外冷却」「血管内冷却」「従来の冷却法（氷嚢、蒸散冷却、水冷式ブランケット）」「ゲルパッド法」「ラップ法（水冷式冷却マットで体幹および四肢を被覆する）」等。

（「熱中症診療ガイドライン 2024」7～8頁を参考に大阪府が作成）

## 2. 熱中症は予防が大切

熱中症は生命にかかる病気ですが、予防法を知つていれば防ぐことができます。

「暑さを避ける」、「こまめな水分補給」などの熱中症予防行動を実践してください。

暑さを 避けましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>□エアコンを利用する等、部屋の温度を調整</li><li>□暑い日や時間帯は無理な外出をしない</li><li>□涼しい服装にする</li><li>□急に暑くなつた日等は特に注意する</li></ul> 
こまめに 水分補給を しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>□のどが渴く前に水分補給</li><li>□入浴前後や起床後もまず水分補給を</li><li>□大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに</li></ul> 
暑さに備えた 体づくりを しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>□暑くなり始めの時期から適度に運動を</li><li>□水分補給は忘れずに、無理のない範囲で</li><li>□「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度</li></ul>
体力や体調を 考慮して 活動しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>□寝不足に注意を</li><li>□体調が悪いと感じた時は、涼しい環境で安静に</li></ul> <p>※熱中症は、環境条件の他に各人の体調や暑さへの慣れが影響して発生します。</p>
暑さに関する 情報を 活用しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>□「熱中症警戒アラート」等、テレビ、防災無線、SNSなどを通じて発表される暑さを知らせる情報を活用し、予防行動の実践を</li></ul> <p>※「熱中症警戒アラート」は、熱中症の危険性が極めて高いと予測される場合に発表されます。</p>

### 3. 高齢者と熱中症について

#### ！高齢者は特に注意が必要です！

○体内的水分量が少ない上、老廐物を排出する際にたくさんの尿を必要とするため、水分が不足しがちです。



○加齢により、暑さや喉の渴きに対する感覚が鈍くなります。

○暑さに対する体温の調節機能が低下しています。

#### <熱中症の発生状況>

○熱中症により救急搬送される方の約半数が、死亡総数の約8割が、65歳以上の高齢者です。

○屋内での死者のうち、約9割がエアコンを使用していなかったことがわかっています。

○熱中症は、日中の炎天下だけではなく、室内や夜にも多く発生しています。

○室内でも多くの方が熱中症により亡くなっています。

#### **●高齢者の熱中症予防のポイント●**

○エアコン・扇風機を活用しましょう

○室内の温湿度を計測しましょう

※高齢になると暑さを感じにくくなります。実際の温湿度を把握して予防行動をとりましょう。

○こまめに水分補給しましょう

※高齢になるとどの渴きを感じにくくなります。のどが渴いていなくてもこまめに水分補給しましょう。

○シャワーやタオルで体を冷やしましょう

○緊急時、困った時の連絡先を確認しておきましょう

**☆水分補給を促すなど、周囲の方から積極的な声かけをお願いします☆**

## 4. 热中症になったときは？

热中症を疑った時には、放置すれば死に直結する緊急事態であることをまず認識しなければなりません。  
重症の場合、救急車を呼ぶことも大事ですが、すぐに体を冷やし始めることが必要です。

### <対処法>

#### ①涼しい環境への避難

⇒風通しの良い日陰や、クーラーが効いている部屋などに避難させましょう。

#### ②脱衣と冷却

⇒衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。

ベルトやネクタイ、下着は、緩めて風通しをよくしましょう。

⇒氷のうや保冷剤などを利用し、首の両脇、脇の下、足の付け根の前面など太い血管が通る部分を冷やし、皮膚の直下をゆっくり流れている血液を冷やすことも有効です。

#### ③水分と塩分の補給

⇒冷たい水を持たせて自分で飲んでもらいます。

⇒大量の発汗があった時は、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液や

スポーツドリンクなどが最適です。また、食塩水（水1㍑に1～2gの食塩）も有効です。

#### ④医療機関への搬送

⇒自力で水分の摂取ができない時は、点滴で水分や塩分を補う必要があるので、  
緊急に医療機関に搬送することが最優先です。



## 5. 热中症の疑いのある人を医療機関に搬送する際に、医療従事者に伝えること

热中症は、症状により、急速に進行し重症化する場合があります。医療機関到着後、治療が迅速に開始されるよう、その場に居あわせた倒れた時の状況がわかる人が医療機関まで付き添い、発症までの経過や症状などを伝えるようにしましょう。

### <医療従事者に伝える内容（例）>

- 倒れた場所の状況（具体的な場所、気温、湿度、風速など）
- 倒れた時の状況（服装、どんな活動をしていたか、など）
- 症状の経過（症状が出始めた時から悪化していないか、具体的にどんな症状があるか、など）
- 対処の内容（水分や塩分の補給はできたか、その他応急処置の有無など）

## 6. 热中症に関する情報

国や大阪府では、下記ホームページを通じて、热中症に関する情報を発信しています。

○大阪府ホームページ

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/nettyusyou/>

○環境省「热中症予防情報サイト」

URL : <http://www.wbgt.env.go.jp/>

○総務省消防庁ホームページ

URL : <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

※本資料は、環境省作成「热中症環境保健マニュアル 2022」、「高齢者のための热中症対策」、「热中症～ご存知ですか？予防・対処法～」、「热中症警戒アラート全国運用中！」、日本救急医学会「热中症診療ガイドライン 2024」を参考に、大阪府で作成しました。

# 介護の現場で働くあなたに知ってほしい 高齢者虐待



## 介護サービス従事者等による高齢者虐待について

高齢者虐待防止法（以下、「法」という。）では、高齢者を介護している養護者（家族など）による虐待だけでなく、福祉・介護サービス業務の従事者等（以下、「介護サービス従事者」という。）による虐待の防止についても規定しています。（法第三章）

虐待につながるような不適切なケアが生じないよう、介護サービス従事者一人ひとりが介護について正しい知識・技術を身につけるとともに、職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みを進めましょう。

## 介護サービス従事者等とは

介護保険法や老人福祉法で規定されている施設や事業者の業務に従事している者を称します。

入所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>・短期入所療養介護（ショートステイ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス）</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅 ※ など</li> </ul>
通所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型通所介護（デイサービス）</li> <li>・通所介護（デイサービス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・小規模多機能型居宅介護 など</li> </ul>
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問入浴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・居宅療養管理指導 など</li> </ul>

※有料老人ホームに該当するもの

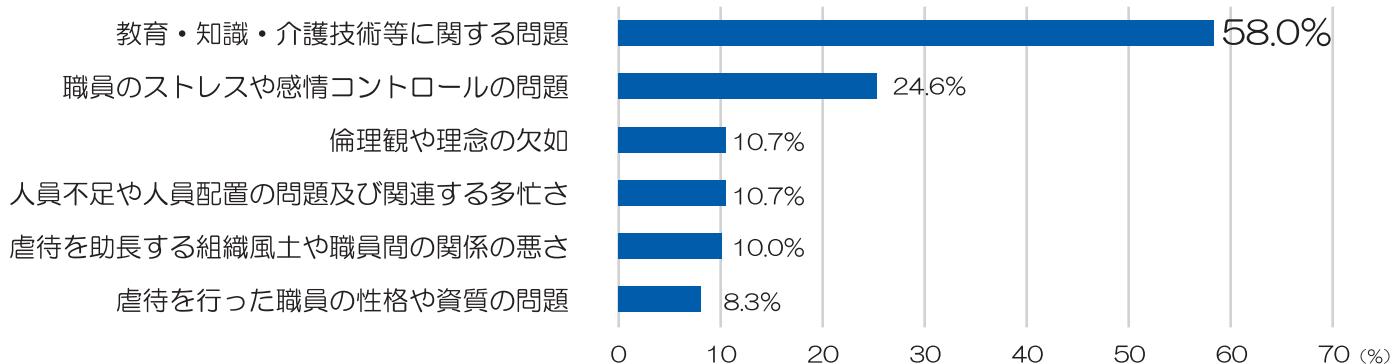
直接介護・看護に携わる職員はもちろん、上記の職場で働くすべての方（経営者・管理者・事務員・ケアマネジャーなど）が対象となります。

## なぜ、高齢者虐待が起こるのか

高齢者虐待は、さまざまな発生要因があります。『平成30年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)』(図)によると、発生要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多くなっています。

高齢者虐待を防ぐためには、介護サービス従事者が介護に関する正しい知識・技術を身につけたり、「虐待」や「不適切なケア」がないかなどを職場全体で話し合っていくことが大切です。

(図) 介護サービス従事者による高齢者虐待発生要因(平成30年度) 厚生労働省



## 高齢者虐待を知ろう

以下の行為は、高齢者虐待の具体例です。

身体的  
虐待

- 暴力行為（蹴る・つねる・叩いてくる利用者を叩きかえす・介護を行う際に暴言を浴びせられ、カッとなり叩く・ベッドから落とす・身体を引きずって移動させるなど）
- 医療的に必要がない投薬によって動きを制限する
- 食事の際、利用者が拒否しているのに職員の都合で無理やり食べさせる
- 身体拘束（※詳しくは後述）

放棄・放置

- 必要な福祉や医療サービスを受けさせない（褥瘡や衰弱があるのに受診させないなど）
- 職員の都合でナースコールの電源を抜く、手の届かないところに置く、使用させない
- 他の職員が虐待行為をしていても知らないふりをする

心理的  
虐待

- 威嚇、侮辱的な発言や態度をとる（舌打ち・ため息・不快な声で応対するなど）
- 子ども扱いや人格を貶めるような扱いをする（名前に「ちゃん」付けをする・顔や手にマジックで落書きをするなど）
- 職員の都合を優先し、利用者の意思や状態を無視して介護をする（必要がないのにオムツを着用させるなど）
- 行事や集会に参加させない、無視する

性的  
虐待

- 必要なく身体に触る、キスをする、性行為をする
- 性的な話を強要する、聞かせる
- 排泄や着替えの際に下着姿のままにしておく
- 裸や下着姿を撮影する、その写真を他の職員に見せる



経済的  
虐待

- 利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分する
- 金銭や物品を盗む、一時的に借用する
- 利用者から預かった金銭で職員のものを買う

## 身体拘束について

身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体的虐待にあたります。

### 身体拘束の具体例

- 転落しないよう、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 脱衣やおむつはずしを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する
- 「動かないで！」「立たないで！」「黙って！」といったスピーチロック（言葉による拘束）によって言動を制限する



### 緊急やむを得ない場合とは？

緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件を全て満たす場合になります。

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3要件に加え、以下の措置を講じる必要があります。

- ・個人ではなく職場全体で判断する
- ・時間や本人の状況、緊急やむを得ない理由を記録する
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める
- ・観察と再検討を定期的に行い、再評価する（⇒必要がなくなれば、速やかに解除する）
- ・身体拘束などの適正化のための研修を定期的に実施する など

## 虐待を見つけたら

高齢者虐待を見つけたときは、速やかに市町村に通報・相談しましょう。（地域包括支援センターでも相談・通報は受け付けています）

介護サービス従事者は、自分の働いている職場で高齢者虐待を発見した場合、生命身体への重大な危険があるか否かに関わらず、市町村への通報義務があります。（法第21条第1項）

介護サービス従事者は高齢者介護の専門職であり、高齢者への虐待は決して許されません。あなたの行動で救われる高齢者がいます。勇気をだして通報・相談してください。

あなたの通報・相談先は

通報・相談先がわからないときは

大阪府 高齢者虐待

検索



### 通報等による不利益取り扱いの禁止

○通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。（法第21条第6項）

○通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。（法第21条第7項）

# 高齢者虐待をなくす「取り組み」チェックシート



定期的に自己点検を行いましょう。また、チェックが入らないところがあれば、職場で話し合いましょう。

## スタッフ用

### 1. 施設・事業所内外の研修

- 施設内で勉強会や研修会に出席し、知識や技術を学んでいる
- 他の施設の見学や、外部の研修を受けている

### 2. チームアプローチ

- 職場で困ったことがあったとき、相談できる環境がある
- 利用者に合った支援方法を話し合い、情報共有ができている

### 3. ケアの質・知識

- どのようなことが高齢者虐待や身体拘束にあたるのかを知っている
- 認知症のケアの方法を学び、実践している
- 虐待を発見した場合の通報・相談先を知っている



## 経営者・管理者用

### 1. 施設・事業所内外の研修

- 施設内で勉強会や研修会など、職員が知識や技術を学ぶ機会をつくっている
- 職員が他の施設の見学や、外部研修に行く機会をつくっている

### 2. チームアプローチ

- 組織として、ヒヤリハットの検討・共有をしている
- 職員間で報告や相談の方法を決めている
- 虐待防止や身体拘束廃止について話し合う機会をもっている
- ケアに関する相談をしやすい環境・体制ができている

### 3. 職員の負担・ストレス

- 職員一人ひとりの業務内容を把握している
- 職員の意見を聞く機会を組織としてつくっている
- 職員の負担やストレスに気づけるよう、定期的に現場を訪れて職員とコミュニケーションをとっている

### 4. 苦情処理に関する委員会等の設置・運営

- 利用者、家族、外部の人（ボランティア、介護相談員、第三者委員など）の意見を聞く機会をもっている
- 苦情に対応する体制（利用者家族との運営懇談会、意見箱など）を整備し、周知している

## 高齢者虐待の防止に向けた取り組みは、経営者・管理者の責務です

法第20条では、少なくとも以下の2つは行うべきこととして明記されています。

- ① 介護サービス従事者への研修を実施し、知識や技術を習得する機会を設けること
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること

高齢者虐待を未然にまたは再発を防ぐには、介護サービス従事者が介護ケアの質を向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。介護サービス従事者のひとりとして、また職場全体として高齢者虐待をなくす取り組みを実践していきましょう。

# 地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の困りごとや、成年後見制度の利用などの相談に対応する行政、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に、弁護士会・社会福祉士会と連携し、電話相談や来所による専門相談で助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪質商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればいいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

所在地 〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番地54号 大阪社会福祉指導センター3階

電話 06-6191-9500 職員による電話相談(月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～14時半～)

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

電話 06-4392-8282 職員による電話相談(月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は、区役所・地域包括支援センター・総合相談窓口(ブランチ)・障がい者基幹相談支援センター等からの事前予約が必要。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階

電話 072-225-5655 職員による電話相談(月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～16時)

センターへの相談に際しては、まず地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等にご相談ください。

家、帰ったら忙しいねんなー  
晩ごはんの買い物に料理、洗濯・・・  
あ、でも妹のお迎えは大スキ♡あの笑顔はマジ元気でる  
待ってるやろうから早く行こーっと  
・・・  
たまには遊びに行きたいけどムリかー

# がんばっているあの子のことに 気づいてほしい

みなさんは「ヤングケアラー」という言葉をお聞きになったことはありますか

え？もう、昼休みなんやー。最近ぱーっとしてるな  
昨日のオカンの話、長かつたもんな。しかもいつも同じ話  
なんか不安があるから同じ話してまうんやろうなー  
・・・  
俺の話もたまには聞いてほしいねんけどな・・・



## ● ヤングケアラーとは

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。

責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

\*法令上の定義はありません。

<ヤングケアラーのしていることの例>



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



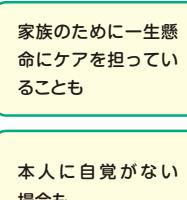
障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家族のために一生懸命にケアを担当していることも



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



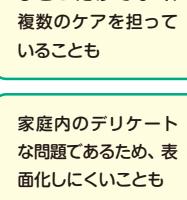
がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



ひとつだけでなく、複数のケアを担っていることも

家庭内のデリケートな問題であるため、表面化しにくいことも

## ● みなさんにできること

あなたの周りに、ヤングケアラーかもしれないと気になる子どもはいませんか。

子どもたちが困りごとを話せるように、子どもたちの周りに信頼できる大人を増やしていきましょう。

例えば、次の4つのことを参考に、子どもたちやそのご世帯と関わってみませんか。

### 見守る

まずは子どもの様子や家族の様子を見守りましょう

### 声をかける

いきなり、ケアのことを話題にする必要はありません。あいさつから始めましょう

### 話を聞く

話せるようになったら、相手の言葉を遮らず、まずは話を聞きましょう。話しやすいように他愛のない話で構いません

### 気持ちを尊重する

子ども自身や保護者はどのような意向をお持ちでしょうか。支援の押し付けにならないよう相手の気持ちをよく聞き、尊重しましょう

## ● 子どもたちの想いと会話のヒント

ケアを担っている子どもたちは、次のような想いを抱えていることがあります。

ヤングケアラーかもしれないと子どもたちと出会ったときは、この想いを心に留めて接してみてください。

- 家族のために自らケアをしたいと思っている
- 支援が必要とは思っていない

### ヒント

ケアを大切にしている子どもたちの気持ちを尊重する

- ケアを否定すると、これまでしてきたことを否定されたと感じる
- 家族が責められると自分が責められたと感じる

### ヒント

ケアや家族を否定せず、これまで担ってきたケアに労いの言葉をかける

- 相談しようという発想自体がない
- 自分の家庭しか知らない育ち、客観的な視点をもちにくい
- 家庭のことを知られたくない
- 話を聞いてもらう機会が少ない

### ヒント

孤独を感じやすいので、さりげない声掛けからはじめる

### 市町村に相談してみる

府内市町村のヤングケアラー相談窓口

大阪府 ヤングケアラー 窓口



### 支援事例を参考にする

ヤングケアラー支援事例集

大阪府 ヤングケアラー 事例集



# 介護事業者様が抱える悩み解消のお手伝いをします！

オンラインでも  
実施できます。

## 専門家による 無料相談のご案内

介護事業所における雇用管理、職員の健康管理、人材育成に関する情報提供、相談援助などに対して 雇用管理やメンタルヘルス、人材育成のコンサルタント（社会保険労務士、中小企業診断士、シニア産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど）が対応します。

気になることは、  
お気軽に  
ご相談ください。

### 待遇改善加算

雇用

待遇改善を新規算定したい！上位加算に向け各要件をクリアにしたい！  
新加算に関する相談や算定に必要書類を整備したい。



### ICT化推進

雇用

必要性は理解しているが、なかなか一歩を踏み出せない。職員の負担軽減による雇用環境の改善、定着促進に繋げたい。



### 生産性向上推進体制加算

雇用

算定資格があるのかわからない！制度の仕組みや取得に向けた要件（生産性向上委員会の設置）などの整備・相談をしたい。



### 外国人雇用

雇用

人材獲得につなげ、職場環境へ刺激を与え活性化したい。採用の留意点と準備の相談をしたい。



### 就業規則・人事労務管理

雇用

人材定着・育成の方法。職員も納得する人事管理制度になるよう見直したい。



### 研修計画

育成

介護人材育成のための効率的な研修の進め方や職員の質の向上と定着化を図りたい。



### キャリア形成

育成

職員一人ひとりの目標達成のためにはどうしたらよいか。組織人としての仕事の進め方は。



### リーダーシップ

育成

新任の管理職にリーダーシップを身につけてほしい。管理者としての心構えについて。



### キャリアパス

雇用  
育成

待遇改善加算のためにキャリアパスをつくりたい。また、つくったキャリアパスを運用するには。



### 助成金

雇用  
育成

助成金を活用できるのは、どんな時なのか。職員の育成に利用できる助成金等を知りたい。



### 腰痛予防

健康

「職業病」とも言われている、腰や首などの痛みを防ぐためにはどうしたらよいか。



### 感染症予防

健康

ウイルスなど、利用者や職員間の感染を予防する方法を知りたい。感染症対策を徹底したい。



### ストレス対策

健康

職員のストレスを緩和し、安心して仕事に打ち込んでもらうにはどうしたらよいか。



### メンタルヘルス

健康

セルフケア/ラインケアなどストレスの気づきと対処。アンガーマネジメント！怒りのコントロールとは。



### 休職・復職

雇用  
健康

育児・介護休業制度とは！職員が休職や復職する際、どのような点に注意したらよいか。



check!

上記項目以外でも  
お気軽にご相談ください

事業項目	相談可能時間
雇用管理改善	1 事業所 年間6時間まで
人材育成(教育・研修)	1 事業所 年間3回まで
健康確保	1 事業所 年間4時間まで

ご希望の場合は、裏面用紙をご記入の上、FAXでお申込みください。電話や、メールでのお問合せもお気軽にどうぞ。

大阪支部LINE



【お申し込み・お問い合わせ先】

(公財) 介護労働安定センター 大阪支部

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 労働センター(エルおおさか)南館12階

TEL : 06-4791-4165 FAX : 06-4791-4166

E-mail:osaka@kaigo-center.or.jp

大阪支部HP



雇用管理コンサルタント等／介護人材育成コンサルタント  
個別相談申込(受付)票

申込日： 年 月 日

事業所名	(事業所番号： )		担当者	役職：
所在地	〒			
電話番号	— —	FAX番号	— —	
事業所開設日	昭和/平成/令和 年 月 日	メールアドレス		
ご相談内容	ご相談内容 [ 雇用管理関係 ・ メンタルヘルス関係 ・ 教育研修関係 ] ←当てはまるものに○			
ご相談希望場所	<input type="checkbox"/> オンライン相談 (CiscoWebex もしくは ZOOM) <input type="checkbox"/> 貴施設・事業所※ <input type="checkbox"/> 介護労働安定センター大阪支部相談室 <input type="checkbox"/> その他※ ( ) <b>※【注】感染症対策を講じた環境が必要になります。</b> <b>最寄り駅まで徒歩10分以上の場合は、送迎をお願いします。</b>			
ご相談希望日時	<p>【留意事項】 ①希望時期は、お申込み日から約1か月以降の日程を目安としてください。          ②個別相談は1～2時間程度が目安となります(詳しくはお問合せください)。          ③ご希望は考慮しますが、日時等はご相談の上、調整させていただきます。</p> <p>◎ 年 月 日頃 ( 時 ~ 時頃 ) 希望</p>			
ご質問	現在、施設・事業所で「Zoom」等のweb会議ツールを活用していますか。 <input type="checkbox"/> はい (使用ツール： ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 今後活用予定			

本相談申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、介護人材育成コンサルタント・雇用管理コンサルタント等による相談、支部職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

&lt;&lt;&lt; 介護センター記入欄 &gt;&gt;&gt;

個別相談日時〔決定〕	担当専門家	備考
月 日 ( ) ： ~ ： [場所]		

支部受付印

以下のとおり相談を受けたことを確認しました。

個別相談日時〔実施〕	担当専門家	相談者署名
年 月 日 ( ) : ~ :		

2503DM



Topics

NEW 2025-08-01 事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会を開催します！

2025-07-17 労働関係法令啓発セミナーを開催します！

2025-03-14 事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会(対応編)を実施しました！

2025-02-26 外国人雇用管理と職場定着に関するセミナー「外国人従業員が働きやすい職場づくり」を開催しました！

Topics一覧へ >

職場のお悩みお聞きします

労働相談

労働相談とは、**職場のお悩み、困りごと、トラブル**などについて、解決に向けたアドバイスを行うものです。大阪府では「有給休暇ってもらえるの?」といった疑問に思うこと、「給料を払ってもらえない」「セクハラを受けてる」といった今直面していることなどについて、**働く人、雇う人のさまざまな相談をお受けしています！**

詳しくはこちら ➔



## 外国人労働者の方

大阪府労働相談センターでは、通訳による労働相談を行っています。(要予約)また、ウクライナ避難民の方の労働相談を実施しています。

詳しくはこちら



総合的にサポートします

## テレワークサポートデスク

大阪府テレワークサポートデスクは、企業・労働者のワンストップ窓口として、テレワーク導入から定着まで、**テレワークに関するお悩みを総合的にサポート**いたします。

詳しくはこちら



## 職場環境の改善・働き方改革に関するご相談

労働環境の改善に向けたアドバイスや他の専門機関のご紹介などを無料でご協力させていただきます。企業が元気になって、お勧めの従業員の方々がイキイキと、毎日楽しく働くことができる、そんな職場環境づくりをご提案します。

詳しくはこちちら



### 些細なことでもお気軽にお電話ください！

労働相談センターでは、労働者、使用者からの相談を電話、面談、オンライン及びメールによりお受けしています。

セクハラ・女性相談 **06-6946-2601**  
希望により女性相談員の対応も可

労働相談 **06-6946-2600**

テレワーク相談 **06-6946-2608**

働き方改革の取組支援 **06-6946-2605**

月曜日～金曜日  
午前9時～12時15分・午後1時～6時  
※労働相談、セクハラ・女性相談は毎週木曜日 午後8時まで



働くあなた、事業主のあなたをサポート!!  
**労働関係情報メール配信サービス**

いろいろな労働関係情報をタイムリーにお届けするメールマガジンです。  
ぜひご登録ください！

[登録はこちら（外部サイト）](#)

## アクセス

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館10階

Tel 06-6946-2600 Fax 06-6946-2635

◆ Osaka Metro谷町線・京阪電鉄「天溝橋駅」より西へ300m

◆ Osaka Metro堺筋線・京阪電鉄「北浜駅」より東へ500m



大阪府  
労働相談センター

大阪府労働環境課  
(労働相談センター)

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館10階

Tel 06-6946-2600

Fax 06-6946-2635



労働相談 **06-6946-2600**

FAX 06-6946-2635

セクハラ・女性相談 **06-6946-2601**

希望により女性相談員の対応も可

テレワーク相談 **06-6946-2608**

働き方改革の取組支援

**06-6946-2605**

月曜日～金曜日

午前9時～12時15分・午後1時～6時

※労働相談、セクハラ・女性相談は

毎週木曜日 午後8時まで

© Copyright Osaka Prefecture All rights reserved.

よりよい介護・看護サービスの提供のために

# 施設・在宅ケアにおける カスタマーハラスメントの 防止について



一部の利用者やご家族等による介護職員・看護師等への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントが少なからず発生しています。

このような行為を防止することは、介護職員・看護師等が安心して働くことができる環境をつくるだけではなく、利用者の皆さんに、よりよいサービスを継続して利用していただけることにもつながります。

# STOP!カスタマーハラスメント!

## 介護・看護サービスの利用者やそのご家族の皆さまへのお願い

次のような行為は、介護職員・看護師等の心身に影響を及ぼすばかりでなく、離職につながることもあり、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。

状況によっては、介護・看護サービスの提供が終了となる場合があります。

**介護職員・看護師等が安心して働くことができる環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。**



©2014 大阪府もずやん

分類	例
<b>身体的暴力</b> 	つねる、たたく、蹴る、ものを投げつける、つばを吐く、手を払いのける
<b>精神的暴力</b> 	大声を出す、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、特定の職員にいやがらせをする、無視する、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
<b>セクシュアルハラスメント</b> 	ヌード写真を見せる、卑猥な言動を繰り返す、下半身を丸出しにする、抱きしめる、必要もなく体をさわる
<b>その他</b> 	特定の職員につきまとう、長時間の電話、利用者や家族が事業所等に対して理不尽な苦情を申し立てる

**以下の言動は、「カスタマーハラスメント」ではなく別の問題として対応が必要です。**

○認知症等の病気または障害の症状として現れた言動（BPSD※等）は、医療的なケアが必要です。

※BPSDとは、認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）・心理状況（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）のこと

※認知症等の病気または障害の症状として現れた言動や行動（BPSD等）については、より良いケアにつながるよう、介護サービス事業所や介護施設がケアマネジャー、主治医等医療機関と相談して対応していきます。

○利用料金の滞納は、債務不履行の問題となります。

参照：「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」令和3年度厚生労働省補助事業

○発行 大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課  
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

○監修（50音順）

35 大阪府医師会 大阪介護支援専門員協会 大阪介護福祉士会 大阪介護老人保健施設協会 大阪府看護協会  
大阪府社会福祉協議会老人施設部会 大阪弁護士会 大阪府訪問看護ステーション協会



# 介護相談員って知っていますか?

介護サービスなどの悩みについて  
お気軽にご相談ください

柔らかい  
食事にして  
ほしい

話し相手  
が欲しい

職員の介助  
が乱暴だ

一人で悩まないで  
相談してね



## 介護相談員派遣等事業について

介護相談員派遣等事業は、市町村に登録された介護相談員が、介護が行われている場を訪問し、利用者からの相談を受けて、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指すものです。

市町村等が受け付ける苦情処理は、何らかのトラブルが起きたときの事後処理が中心となります。介護相談員の活動目的は、苦情申立てに至るほど問題が大きくならないうちに、未然に解決を図ることにあります。

## 介護相談員って何する人?

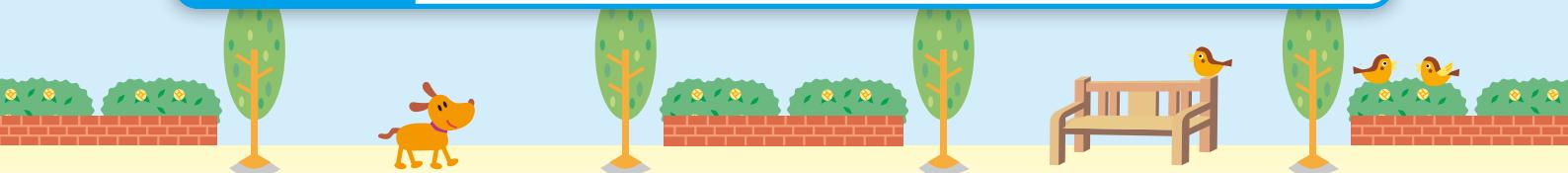
介護相談員は、まず介護サービスの利用者から苦情や不満等をよく聞いた上で、本人への助言や、状況に応じた適切な対応を行います。



令和2年4月1日より、「介護相談員派遣等事業」は「介護サービス相談員派遣等事業」に、「介護相談員」は「介護サービス相談員」に名称変更されました。

## メリット

介護相談員の活動を通して利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手がかりになるなど、利用者だけでなく事業者にも多様なメリットをもたらしています。



### ①サービスの向上に寄与します。

介護相談員は相談活動のほか、利用者との何気ない会話や行事に参加することなどを通して、問題や改善すべき点などを発見することもあります。また、施設内の雰囲気、職員の利用者への態度など、介護相談員の気づきをとおして、利用者の生活全般に関わるサービスの向上につながっています。



### ②市民の目線でチェックできます。

施設内ではあたりまえと思っていることが相談員の市民感覚の視点から改めてみることで、施設職員の職務に取り組む姿勢に変化が見られた事例が報告されています。

### ③身体拘束ゼロ・虐待防止の実現に貢献します。

介護相談員の問い合わせを通して、身体拘束ゼロへの取組みや虐待防止への取組みが進められたケースもあります。

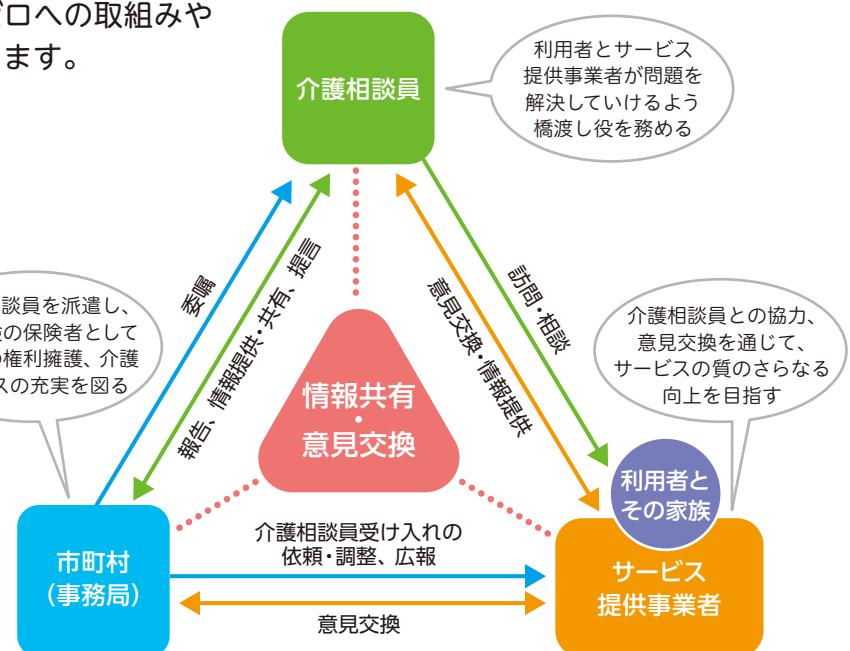
#### 介護相談員派遣等事業のしくみ

##### 市町村（事務局）

- 介護相談員の選定、派遣・調整
- 介護相談員連絡会議の開催
- 相談業務による事前解決が困難な事項の取りまとめ、行政担当部署との連携
- 介護相談員の活動に関する広報

##### サービス提供事業者

- 介護相談員活動の担当者（窓口）の設置と職員等への周知
- 介護相談員の活動について、利用者、家族へ説明



#### ▶介護相談員ってどんな人

市町村が事業の実施にふさわしい人格と熱意をもっていると認めた人で、一定水準以上の養成研修を受けた人です。「養成研修」は、介護保険制度のしくみ等高齢者福祉に関する事項から、高齢者の心身の特性、コミュニケーション技法まで、約40時間にわたる内容となっています。また、活動中の方には「現任研修」を積極的に受講していただき、活動のスキルアップを図っています。

#### ▶お知らせ

介護相談員になりたい方、介護相談員の受け入れを検討している事業所は、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※介護相談員派遣等事業は、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられており、この事業を実施するかどうかは、各市町村の判断に任せられています。

# 大阪府 福祉サービス第三者評価

## ～『信頼され、選ばれる事業所』をめざして～

### ■福祉サービス第三者評価って何？

- 福祉サービスを提供する施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関（大阪府認証）が専門的・客観的な立場から評価を行う取組みです。
- 評価結果は、大阪府ホームページ等で公表され、利用者及びその家族等が施設・事業所を選択する際の情報資源となります。

### 「第三者評価」受審の3つのメリット！

施設・事業所の成長につながる！	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者が提供しているサービスの質について改善点が明らかになります。</li><li>改善点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標が設定できます。</li><li>第三者評価を受ける過程で、職員間での諸課題の共有化と改善意欲の醸成が促進されます。</li></ul>
利用者等にアピールできる！	<ul style="list-style-type: none"><li>評価結果を公表することにより、より多くの方々に事業所をPRできます。</li><li>サービスの質の向上に向けて、職員が一丸となって取り組んでいる姿勢をアピールできます。</li><li>さらに、継続受審することにより、改善意欲の高さと、施設・事業所及び職員の成長を知つてもらうことができます。</li></ul>
求職者にアピールできる！	<ul style="list-style-type: none"><li>公表された評価結果により、求職者に対して「当該施設・事業所の理念・基本方針」や「利用者に対する考え方」「福祉人材の確保・育成計画」「人事管理の体制整備」等を周知・PRすることができます。</li><li>施設・事業所の見える化につながり、安定的な人材確保を促します。</li></ul>

\* 第三者評価を受審し、評価結果を公表することにより、社会福祉法人が経営する社会福祉施設の措置費の弾力運用が可能になる場合があります。ご不明な点については、法人所轄庁（大阪府、政令指定市及び中核市の法人所管課）にお問合せください。

\* 第三者評価の受審の際に、児童福祉分野では、次のサービス種別で補助金などの金銭的補助を受けることができます。  
ご不明な点等については、各市町村の保育所・放課後児童健全育成事業の所管課にお問合せください。

- 保育所（公定価格の加算として受審料の2分の1程度補助（上限15万円・5年に1回））
- 放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金による受審料の満額補助（上限30万円・3年に1回））

\* また、障がい福祉分野においては、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬算定方法にスコア方式が導入され、そのスコア評価の一つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれています。ご不明な点等については、各指定・指導権者にお問合せください。

### 受審事業者の声



■はじめて、第三者評価を受審させて頂きました。3か月間の準備期間のなか、一番苦労したのが自己評価表の作成でした。自己判断での自己評価するのは大変難しいことでしたが、振り返りという点では何が足りなくて、何が必要であるかを再認識することができました。  
評価委員の方からも適切なアドバイスも受けることが出来、今後の法人・園そして職員の課題が明確になり次回の受審までに研鑽し、また一つ法人全体として成長できる場であると考えています。  
【保育所】  
■新設ということもあり、何もわからない状態でしたが、調査員の方が優しく教えて下さり、他施設のお話も聞け非常に勉強になりました。  
ご指摘頂いた事も踏まえ、これからもサービス向上に努めて参ります【特別養護老人ホーム】  
■普段職員で考えあいながら作ってきている保育ですが、客観的に専門的な視点で保育、運営を見て、意見をもらえることがとても学びになりました。  
【保育所】

### 大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-12  
TEL : 06-6944-9167 FAX : 06-6944-6681

大阪府 第三者評価

検索

大阪府ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/index.html>



# ◆大阪府の認証評価機関一覧◆

(令和7年1月23日現在23機関)

認証番号	評価機関名	所在地	連絡先	評価実施分野		
				高齢	障がい	◎児童
270003 ※	特定非営利活動法人 ふくでつく	大阪市阿倍野区	06-6652-6287	●	●	●
270006	特定非営利活動法人 カロア	泉佐野市	072-464-3340	●	●	●
270012 ※	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	大阪市中央区	06-6941-5220	●	●	●
270025	株式会社 第三者評価	大阪市東淀川区	06-6195-6313			●
270033 ※	株式会社 H.R.コーポレーション	兵庫県西宮市	0798-70-0651	●	●	●
270040 ※	特定非営利活動法人 NPOかんなびの丘	堺市北区	072-255-6336		●	●
270042 ※	一般財団法人 大阪保育運動センター	大阪市中央区	06-6763-4381			●
270048 ※	特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン	大阪市住之江区	06-6615-1250	●	●	●
270049	特定非営利活動法人 評価機関あんしん	岸和田市	072-444-8080	●	●	●
270050	一般社団法人 障がい・介護福祉事業支援協会	大阪狭山市	072-220-4620		●	●
270051	特定非営利活動法人 ほつと	堺市堺区	072-228-3011	●	●	●
270052 ※	一般社団法人 ぱ・まる	堺市堺区	072-227-4567	●	●	●
270054	株式会社 ジャパン・マーケティング・エージェンシー	大阪市中央区	06-6263-0141	●	●	●
270056	一般社団法人 関西福祉サポート社中	大阪市淀川区	06-7777-1037	●	●	●
270057	株式会社 E Mアップ	兵庫県西宮市	0798-65-3935			●
270058	株式会社 評価基準研究所	東京都千代田区	03-3251-4150	●	●	●
270059	株式会社 JAC機構	堺市西区	072-249-7882	●		
270060	保育アセスメント 株式会社	大阪市住之江区	070-1212-5311			●
270061	株式会社 プレパレーション	東京都渋谷区	03-6427-7451			●
270062	福祉評価機関NCA 株式会社	大阪市住吉区	080-3822-9160			●
270063	株式会社 イムア	大阪市北区	06-4300-5907			●
270064	一般社団法人 第三者評価機構	大阪市阿倍野区	06-7777-2739			●
270065	一般社団法人 NECQA	大阪市淀川区	080-4378-4505			●

◎児童福祉分野については、保育所・児童館・放課後児童健全育成事業が対象。

※全国社会福祉協議会による全国共通の社会的養護関係施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び自立援助ホーム）第三者評価機関認証を受けている機関（23機関中7機関）

**担当：大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ**

TEL（代表）06-6941-0351(内線2491)、(直通) 06-6944-9167

[URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/index.html)



## 介護事業所長の皆様へ

# 大阪府認知症介護基礎研修等のご案内

©2014 大阪府もずやん

介護に直接携わるすべての職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修を受講することが令和3年4月から義務付けられ、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了しました。介護サービス事業所は同年4月1日より、対象者の受講についてご対応をお願いします。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係の資格を有さない者に限る）に対する受講の義務付けについては、採用後1年間の猶予期間が設けられ、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。

### ◆認知症介護基礎研修とは

- ・認知症の人への介護に求められる基本的な理解や対応方法を習得するための研修です。
- ・大阪府ではeラーニングによる研修形式を導入しており、パソコンやスマートフォン等で24時間いつでも受講可能です。

### ◆対象者

- ・府内に所在するすべての介護サービス事業所〔無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く〕において、介護に直接携わる職員の方全員です。

但し、以下の受講義務が免除となる方は受講対象外です。

#### 【受講義務が免除となる方】

○次のいずれかの資格を有している。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、福祉用具専門員、歯科衛生士

○次のいずれかの条件に該当する。

- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症介護に係る研修を修了した者
- ・養成施設で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できること。）
- ・福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書が確認できること。）

### ◆受講方法について

申込方法や受講の流れなどについては、大阪府HPをご覧いただき、指定研修法人の  
申し込み用URLより直接お申込みください。

[大阪府HP 認知症介護基礎研修について](#)⇒



### ◆問い合わせ先

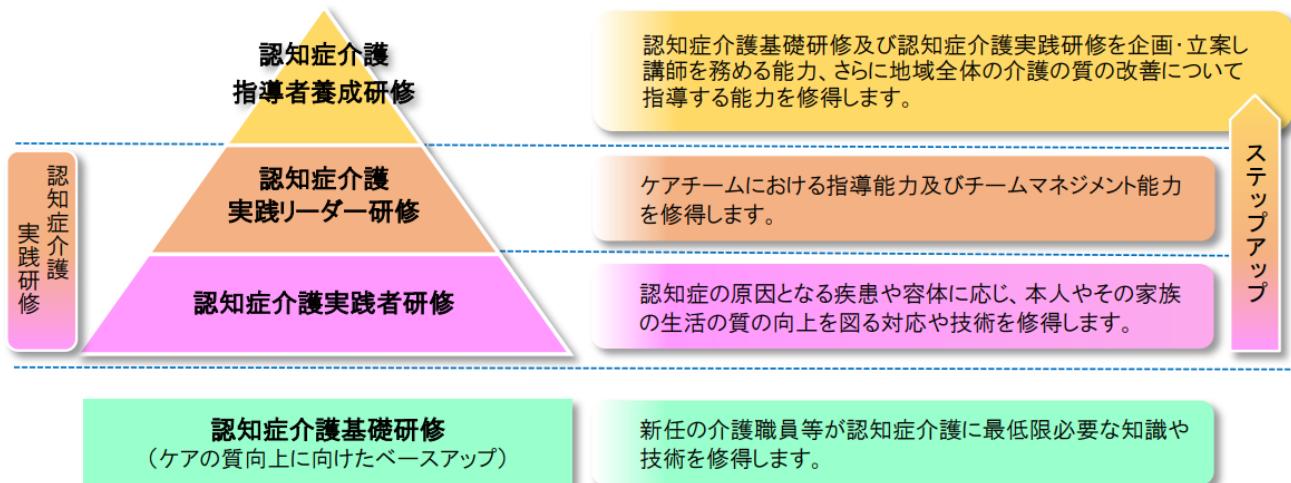
大阪府 福祉部 高齢介護室 介護支援課 認知症・医介連携グループ  
電話：06-6944-7098

裏面あり

# 認知症介護実践者研修等のご案内

大阪府では、介護職員等に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施しています。介護事業所職員の積極的な受講をご検討下さい。※認知症専門ケア加算の算定要件の1つでもある『認知症ケアに関する専門的研修等』に該当するものもあります。

## 【認知症介護実践者等養成事業の構造】



図引用：認知症介護研究・研修センター「認知症介護指導者養成研修」パンフレット

### ◆認知症介護実践者研修（6日間の講義・演習＋4週間の現場実習）

研修受講要件は、「介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね2年程度の実務経験を有する者」です。

### ◆認知症介護実践リーダー研修（7日間の講義・演習＋4週間の現場実習）

研修受講要件は、「介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、介護保険施設・事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有する者であり、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定されるものであって、実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了し1年以上経過している者」です。

詳しくは、大阪府HP「介護従事者の方向け研修情報」にある、認知症実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）のページをご覧ください。

[大阪府 HP 認知症実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）について⇒](#)



### ◆認知症介護指導者養成研修

大阪府が実施する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる方を養成することを目的とした研修です。

詳しくは、大阪府HP「介護従事者の方向け研修情報」にある、認知症介護指導者研修のページをご覧ください。

[大阪府 HP 認知症介護指導者研修について⇒](#)



## 福祉用具専門相談員指定講習について

### 更新情報・お知らせ

- 講習事業者向け情報及び講習関係の情報の詳細はこちらをご覧ください。
- ページが最新情報に更新されないことがあります。プラウザの「更新」ボタンをクリックしてください。

#### <重要>

- 平成27年4月1日から、福祉用具専門相談員の講習内容及び講習時間数等が改正されました。
- 講習内容の見直しに合わせ、福祉用具専門相談員の要件についても、平成27年4月1日から見直されました。

#### <留意事項>

介護職員養成研修（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程）修了者である福祉用具専門相談員の方については、平成28年3月31日までに「福祉用具に関する知識を有している国家資格を取得」又は「福祉用具専門相談員指定講習」を修了しなければ、平成28年4月1日以降は、福祉用具専門相談員としての業務ができなくなりましたのでご注意ください。

### 福祉用具専門相談員とは

福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所並びに介護予防福祉用具貸与事業所及び介護予防特定福祉用具販売事業所（以下「福祉用具貸与事業所等」という。）において、福祉用具の選定の援助、機器等の点検、使用方法の指導等を行う者をいい、介護保険法施行令第4条第1項の定めにより、次の方が該当します。

1. 保健師
2. 看護師
3. 准看護師
4. 理学療法士
5. 作業療法士
6. 社会福祉士
7. 介護福祉士
8. 義肢装具士
9. 都道府県が指定する事業者により行われる「**福祉用具専門相談員指定講習**」の修了者（平成18年4月1日以前は、厚生労働大臣が指定する事業者により行われた「**福祉用具専門相談員指定講習**」の修了者。）

#### <注意>

「**介護保険法施行令**」（平成10年政令第412号）及び「**介護保険法施行規則**」（平成11年厚生省令第36号）の改正により、**平成27年4月1日より**、従前認められていた「**介護員養成研修修了者**」は要件から除外され、**福祉用具専門相談員**は、上記1から8までの**福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者等及び9の福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されました。**

これらの改正内容はこちらをご覧ください。

福祉用具貸与事業者等は、「**福祉用具専門相談員**」を必ず配置しなければなりません。

## 福祉用具専門相談員指定講習とは

福祉用具貸与事業所等において、福祉用具の選定の援助、機器の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として実施する講習で

あって、介護保険法施行規則第22条の33で定める基準に適合する講習を実施する者として、都道府県が指定する事業者によって行われる講習のことをいいます。この講習を修了し、修了証明書の交付を受けた方は、福祉用具専門相談員として福祉用具貸与事業者等で就労することができます。

## 講習内容

介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容は次のとおりです。

[Word版（ワード：15KB）](#) [PDF版（PDF：50KB）](#)

## 大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者について

---

### 講習事業者一覧

大阪府が指定している福祉用具専門相談員指定講習事業者は、下記一覧表のとおりです。（令和6年12月11日現在）

[Excel版（エクセル：27KB）](#) [PDF版（PDF：42KB）](#)

### 講習の開講予定について

令和7年2月以降に開講する講習は、下記一覧表のとおりです。（令和7年2月1日現在）

#### 【令和6年度開講予定】

[Excel版（エクセル：30KB）](#) [PDF版（PDF：43KB）](#)

※大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していない場合があります。

詳細は各事業者に直接お問い合わせください。

このページの作成所属

# 大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16  
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

## 【大阪府知事指定】 大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者一覧（令和6年12月11日現在）

指定番号	指定事業者名(講習会の実施者)	講習会の名称	事業所の所在地 (講習実施場所と異なる場合があります)	問合せ先 電話番号	現指定期間
270009	学校法人 大阪滋慶学園	学校法人 大阪滋慶学園 福祉用具専門相談員指定講習	大阪市淀川区宮原1-2-43	06-6391-8141	R3.4.1～R9.3.31
270013	特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ	NPO法人あすなろ ふくしの学校 福祉用具専門相談員指定講習	大阪市福島区福島5-14-6 福島阪神クレセントビル3階	06-6451-4400	R3.4.1～R9.3.31
270015	株式会社EE21	未来ケアカレッジ 福祉用具専門相談員指定講習会	大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル5階	06-6363-2404	R3.4.1～R9.3.31
270024	ピースクルーズ株式会社	C & Cアカデミー 福祉用具専門相談員指定講習会	大阪市西区西本町1-5-3 扶桑ビル9階	06-6533-3965	R5.10.31～R11.3.31

注:講習日程、講習実施場所、講習の申込方法等については、各講習会実施者へお問合せください。

## 【大阪府知事指定】 福祉用具専門相談員指定講習 開講予定一覧(令和7年2月1日現在)

※1 大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していない場合があります。  
 ※2 受講料の安価なコースは離職者対象等、受講要件が限られる場合があります。受講要件等の詳細は各事業者にお問い合わせください。  
 ※3 講習日程、講習内容については、各事業者へ直接お問い合わせください。

指定番号	指定事業者名(講習会の実施者)	コース名	実施場所	開講月日 (予定)	修了月日 (予定)	日数	定員	受講料	電話番号	備考
270015	株式会社EE21	天王寺2月土日Ⅰ	大阪市阿倍野区	2月15日	3月29日	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田2月土日Ⅰ	大阪市北区	2月22日	4月5日	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	布施2月平日Ⅰ	東大阪市	2月12日	3月26日	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	京橋3月平日Ⅰ	大阪市都島区	3月12日	4月23日	7日間	22名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺3月平日Ⅰ	大阪市阿倍野区	3月6日	4月17日	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	枚方3月土日Ⅰ	枚方市	3月1日	4月12日	7日間	20名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	堺東3月平日Ⅰ	堺市堺区	3月14日	4月25日	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270024	ピースクルーズ株式会社	2月コース	大阪市西区	2月1日	3月15日	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	3月コース	大阪市西区	3月1日	4月12日	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	

大阪府内に事業所等を有する

介護サービス事業者、開発企業のみなさま

大阪府介護生産性向上支援センター

# 相談窓口



介護現場の業務改善、効率化を進め、  
働きやすい職場づくりを支援します！

こんなお悩みはありませんか？

- ・介護現場の生産性向上って何からやればいいの？
- ・介護ロボット・ICTってどんなもの？どんな場面で役に立つの？
- ・業務や書類が多いが、効率化できないか？
- ・人材確保に関する支援内容、相談先を知りたい

相談窓口では、介護現場の課題解決に向けてサポートします。

● 開設時間：10:00～17:00

※休館日：月曜日・年末年始

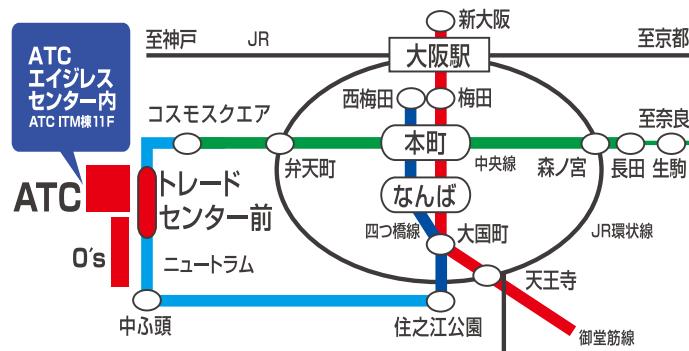
※相談員への相談を希望される場合は事前にご連絡ください。

お問い合わせ／Tel:06-6615-5201

Mail:seisan@ageless.gr.jp

詳しくはWEBサイトをご覧ください。

<https://www.ageless.gr.jp/seisan>



大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟11F  
地下鉄ニュートラム「トレードセンター前」駅直結

大阪府介護生産性向上支援センター

48 運営委託先：大阪府介護生産性向上総合相談センター事業共同企業体

(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所／アジア太平洋トレードセンター株式会社)

## ✓ 相談

介護テクノロジーや介護現場の生産性向上の方法に関する  
介護現場からの相談に対応します。介護ロボット・ICTの製品情報や導入事例、業務改善方法の紹介等を行います。  
※来場が難しい場合は、オンライン(電話・メール・WEB会議)での相談も可能です。



## ✓ 介護ロボットの試用貸出

移乗支援

排せつ支援

見守り・コミュニケーション

★貸出可能介護ロボット一覧表を、WEBサイトに掲載中  
介護ロボットを試しに使ってみたいという介護事業所等  
に対し、試用貸出を行うための開発企業への取り次ぎを行います。

※貸出料は無料ですが、送料等の実費  
負担が発生する場合があります。  
※貸出期間や台数、実費、保険加入  
などは企業との相談になります。  
※取り次ぎは2025年2月末までを  
予定しています。



## ✓ 体験展示

★体験展示介護ロボット一覧表を、WEBサイトに掲載中  
介護ロボットに触れ、体験することが出来る展示スペース  
です。お気軽にご覧ください。



## ✓ セミナー

介護ロボット等の有効活用を促進するためのセミナーを  
実施しています。雇用環境改善や人材確保を目的とした介  
護ロボット・ICT機器(介護ソフト、タブレット端末等)  
の導入に向けて、導入前の準備と活用ステップ、大阪府介護  
ロボット・ICT導入補助金の説明等を行います。



## ✓ 伴走支援プログラム



介護ロボット・ICTの導入、活用をはじめとした介護現場の生産性向上の取組みを支援するため、業務改善活動の一連の手順を研修会(年5回)等を通じて、伴走的に支援します。(対象:最大20事業所)

※詳細は別途ホームページ等で案内します。

〈業務改善活動の手順〉



障自第1112号  
令和7年4月21日

高齢介護室介護事業者課長 様

障がい福祉室自立支援課長

#### 大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業にかかる周知チラシについて（送付）

標記について、今般、別添のとおり周知チラシを作成しましたので、府内市町村介護サービス事業所及び府内市町村介護サービス事業所・施設の所管課あてに周知くださいますようお願いします。

なお、令和2年9月23日付け厚生労働省事務連絡「介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて」に基づき、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業においても、盲ろう者が介護サービスを利用する場合は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第6条第2項第1号（以下の抜粋参照）で規定する「別の手段により通訳・介助が受けができる場合」に該当しないものとし、「大阪府盲ろう者通訳・介助者」を派遣し、通訳の支援を行わせることは差し支えない整理しております。

つきましては、介護サービスを利用する場合にも大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業による通訳の支援が可能であることに留意願います。

#### 大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱（抜粋） (派遣の申請等)

第6条 通訳・介助者の派遣を申し込もうとする利用者は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書（様式第6号。以下「申込書」という。）により、申し込むものとする。この場合において、申込書の提出が困難であるときは、電話その他の手段により申込書記載事項を府に連絡することをもって、申込書の提出に代えることができる。  
 2 府は、前項の申込書の内容が適正と認められる場合であって、次の各号いずれにも該当しないときは、通訳・介助者を選定し、派遣するものとする。  
 一 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助が受けができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。

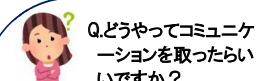
#### （問い合わせ先）

障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ  
電話 06-6944-9176  
FAX 06-6942-7215

#### 相談支援事業所ほか障がい福祉サービス、介護サービス等の事業者の皆さまへ ～盲ろう者(児)の支援について～

視覚と聴覚の障がいが重複した状態を「盲ろう」といい、こうした障がいのある方を「盲ろう者(児)」といいます。視覚および聴覚の障がいの程度によって、全盲ろう（全く見えず聞こえない）、弱視ろう（見えにくく聞こえない）、全盲難聴（全く見えず聞こえにくい）、弱視難聴（見えにくく聞こえにくい）に分類されます。こうした障がいの状態・程度によって、コミュニケーションや支援の方法は変わります。

#### 【盲ろう者(児)とのコミュニケーション（例）】



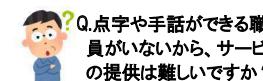
Q.どうやってコミュニケーションを取ったらいですか？  
居宅介護事業所 Aさん

A.盲ろう者の手のひらに、ひらがなやカタカナの文字を書いて伝えることができる盲ろう者もいます。

（手書き文字）



（出典：社会福祉法人 全国盲ろう者協会）



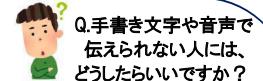
Q.点字や手話ができる職員がないから、サービスの提供は難しいですか？  
訪問介護事業所 Bさん

A.盲ろう者に聽力が残っている場合、盲ろう者の耳元や補聴器のマイクなどに向かって話すことで伝えることができる人もいます。

（音声）



（出典：社会福祉法人 全国盲ろう者協会）



Q.手書き文字や音声で伝えられない人には、どうしたらいいですか？  
相談支援事業所 Cさん

A.専門の知識・技能を習得し、盲ろう者のコミュニケーション支援を行う「盲ろう者通訳・介助者」を通訳者として活用できます。

（触手話）（指點字）



（出典：社会福祉法人 全国盲ろう者協会）

**盲ろう者の支援は、専門の知識・技能が求められる場面ばかりではありません。誰にでも有効な方法とは限りませんが、家の中でのあらかじめ決まった支援内容などは「手書き文字」や「音声」でコミュニケーションが可能な盲ろう者もたくさんいます。事例を参考に、一人でも多くの盲ろう者の支援にご協力ををお願いします。**

#### ■「同行接護」との併用（同時利用）が可能です。介護サービスを利用する場合にも、盲ろう者通訳・介助者による通訳の支援が可能です（※）

令和2年9月23日付 厚生労働省事務連絡（抜粋）

盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指點字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下、単に「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えない

※大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業の利用には、盲ろう者(児)の事前登録が必要です。また、派遣ができない場合もありますので、まずは盲ろう者等社会参加支援センターまでお問い合わせください。

#### 【盲ろう者等社会参加支援センター】

担当：社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話番号 06-6748-0587 フax番号 06-6748-0589

（盲ろう者等社会参加支援センター連携機関）※本年度

NPO法人大阪盲ろう者友の会、NPO法人ヘレンケラー自立支援センターすまいる

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話番号 06-6944-9176 フax番号 06-6942-7215